

全 建 事 発 第 1 3 1 号
令 和 7 年 1 月 3 0 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、監理技術者等に関する制度については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用されてきたところ
です。

この度、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等ため、「監理技術者制度運用
マニュアル」が別添2のとおり改正され、令和7年2月1日から運用されることとなり
ました旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件に
ついて周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限についても、同日より見直されますの
で、併せてお知らせいたします。

以 上

別添1 国土交通省通知文
別添2 監理技術者制度運用マニュアル
別添3 新旧対照表

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

【参考URL】

- ・監理技術者制度運用マニュアル

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

- ・監理技術者の配置を要する下請代金額の下限

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00267.html

事務連絡

令和7年1月28日

各建設業者団体 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用してきたところです。

今般、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、令和7年2月1日から適用することとしましたので、お知らせ致します。

貴団体傘下の建設業者に御周知いただきますようお願いいたします。

本マニュアルは、以下アドレスから当省HPに入って頂き、ご確認頂けますと幸いです。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

<補足>

12/6の当省報道発表資料^{*}において、各種金額要件の見直しに、「監理技術者の配置を要する下請代金額の下限」を明記しておりませんが、左記金額も2月1日付で見直し（特定建設業許可を有する下請代金額の下限と同様）となりますので念のためお伝えさせて頂きます。

※HPアドレス：

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00267.html

なお、お問合せにつきまして、急を要する場合以外は、以下のメールアドレス宛てにご連絡頂けますと大変助かります。

<メール送付先>

送付先：国土交通省建設業課技術検定係

メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp

以上